

交 企 第 2 5 9 号
令 和 元 年 9 月 1 0 日

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

危険予測シミュレータ「動画KYT」運用要領の制定について
見出しについては、別添のとおり運用要領を制定し、令和元年9月11日から運用
することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

担当：交通企画課安全教育係

別添

危険予測シミュレータ「動画K Y T」運用要領

1 目的

この要領は、危険予測シミュレータ「動画K Y T」（以下「動画K Y T」という。）の運用要領について定めたものであり、交通安全教育において効果的に活用することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 運用責任者

警察本部交通部交通企画課長をいう。

(2) 取扱責任者

警察本部交通部交通企画課安全教育担当課長補佐（以下「安全担当補佐」という。）をいう。

(3) 取扱補助者

警察本部交通部交通企画課安全教育係長をいう。

(4) 保管場所及び保管責任者

管理番号	保管場所	保管責任者
1	警察本部交通部交通企画課	安全担当補佐
2	八戸警察署	交通第一課長
3	弘前警察署	交通第一課長
4	野辺地警察署	交通課長

3 任務

(1) 運用責任者

運用責任者は、動画K Y Tが適正に運用されるよう調整を図るものとする。

(2) 取扱責任者

取扱責任者は、使用者に対して動画K Y Tの適正な使用及び運用方法について教養し、動画K Y Tが常に良好な状態で維持されるよう指導する。

また、動画K Y Tの使用申請について、運用責任者を補佐するとともに、保管責任者に連絡し貸出しの調整を図るものとする。

(3) 取扱補助者

取扱補助者は、動画K Y Tの適正な運用について、取扱責任者を補助するものとする。

(4) 保管責任者

保管責任者は、動画K Y Tの損傷、盗難・紛失等の防止に努め、機器の適正な保管管理を行うものとする。

4 使用要領

(1) 使用申請

動画K Y Tを使用するときは、使用日の概ね2週間前までに「動画K Y T申請書（様式第1号）」により、運用責任者に申請するものとする。

(2) 使用調整

運用責任者は、使用日時・場所、目的等を確認した上で、動画K Y T使用の可否を判断し、取扱責任者が申請者に通知するものとする。

(3) 使用管理

取扱責任者は、使用申請が重複しないよう、「動画K Y T管理簿（様式第2号）」に必要事項を記載し、使用状況を管理するものとする。

(4) 使用報告

使用者は、動画K Y Tを使用した場合は、使用結果を「動画K Y T使用結果報告書（様式第3号）」により、速やかに運用責任者に報告するものとする。

(5) 点検の実施、異状の報告

使用者は、動画K Y Tの使用前後には確実に点検を実施し、機器に異状が認められたときは、速やかに運用責任者に報告すること。

様式省略